

## 第1章 都市計画決定権者の名称並びに事業者の氏名及び住所

### 1 都市計画決定権者の名称並びに事業者の名称及び住所

都市計画決定権者の名称 : 札幌市  
事業者の名称 : 札幌市  
代表者の氏名 : 札幌市長 上田文雄  
事務所所在地 : 札幌市中央区北1条西2丁目

## 第2章 対象事業の目的及び内容

### 1 対象事業の種類

事業の名称 : 仮称) 厚別山本公園造成事業 (以下「本事業」という。)  
事業の種類 : 札幌市環境影響評価条例第2条第2項第16号に掲げる第一種事業  
(レクリエーション施設の新設及び増築の事業)

### 2 対象事業の実施区域の位置・規模

対象事業の実施区域 (以下「事業予定地」という。) は図2-1 事業対象予定地に示すとおり、札幌市中心部から東方向に約9kmの距離にあり、厚別区山本地区に位置しております。札幌市の廃棄物最終処分場「山本処理場」の一部です。

事業予定地の所在地 : 札幌市厚別区厚別町山本 1065 番地 外  
事業予定地の規模 : 約52ha

### 3 事業予定地の概要

事業予定地を含む山本処理場は、全体面積約270haの広大な最終処分場で、山本地区、山本東地区、山本北地区、東米里地区、東米里西地区の5地区から構成されております (図2-2 山本処理場区域図)。

昭和59年から不燃物、燃焼灰等を受け入れてきており、約5,100千トンの廃棄物が埋立てられ (平成18年までの累積埋立量)、全体の約86%の埋立を完了しております。

事業予定地は、処理場の一部「山本地区」で、平成18年に最終覆土を完了した敷地、約52haです。山本地区は、昭和58年に埋立地の造成に着手し、翌59年から埋立が開始され、平成14年度に埋立が完了しております (図2-3 断面模式図)。現在は、最終覆土完了後に生育した雑草及びヤナギ類などの樹木が自生しているほかは、裸地となっている状況です (図2-4 空中写真)。また、事業予定地を含む処理場外周の一部分では市民の手によって植樹が行われております。

事業予定地以外の各地区は、現在埋立処理場として稼働しておりますが、これらの地区においても埋立が完了した区域から順次公園緑地として整備を進め、自然環境の再生を図る予定です。





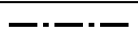
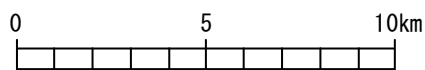
| 凡 例   |       |
|---|-------|
|  | 事業予定地 |
|  | 市町村界  |
|  | 区界    |

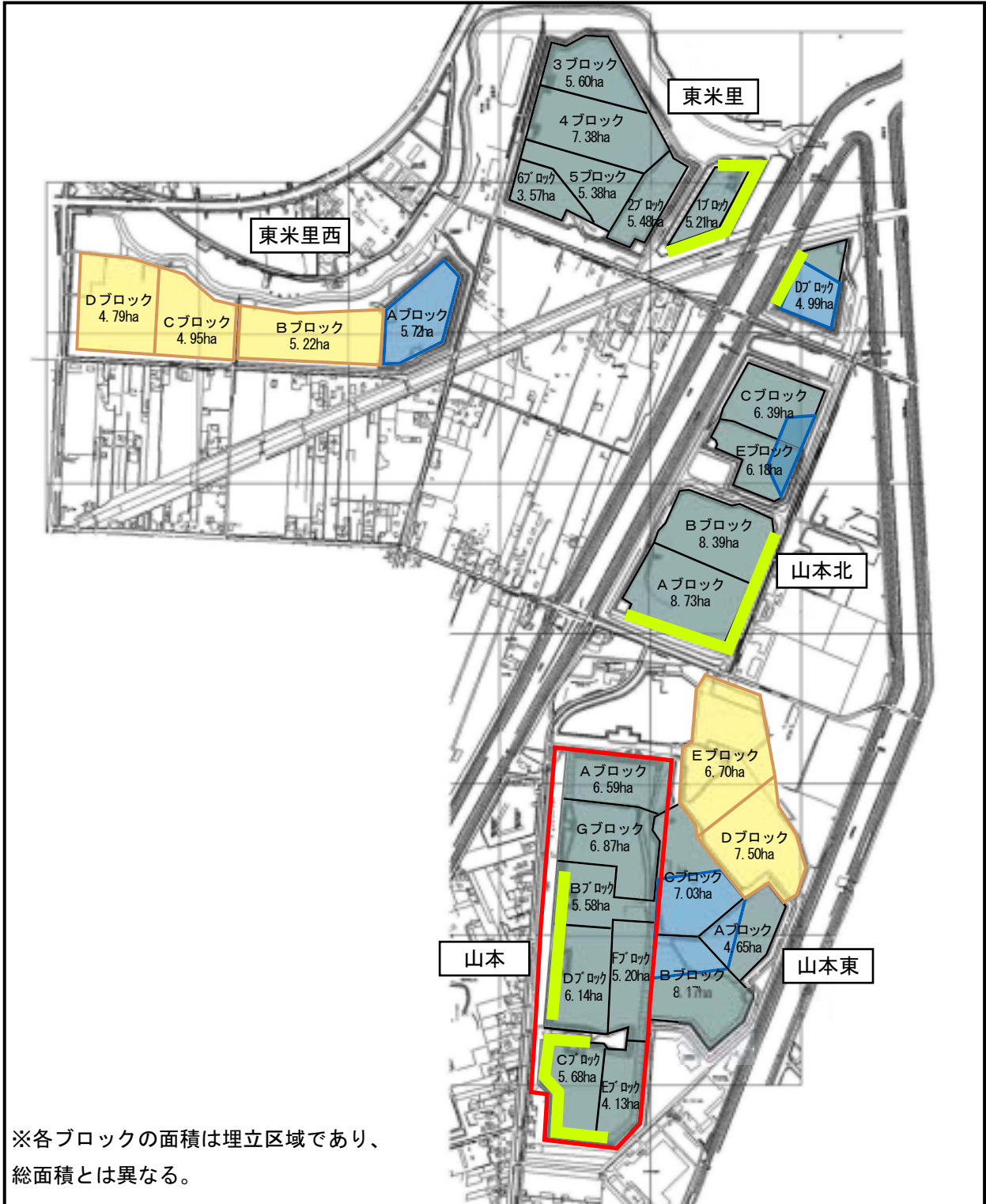
図 2-1 事業予定地位置図



1 : 200,000

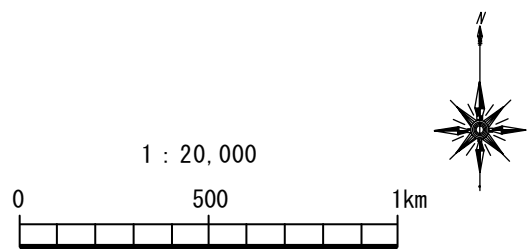


「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図(20万分の1地勢図)を複製したものである。(承認番号)平20道複、第32号」



| 凡 例   |       |
|---|-------|
|  | 事業予定地 |
|  | 埋立可能  |
|  | 埋立終了  |
|  | 未造成   |
|  | 市民植樹  |

図 2-2 山本処理場区域図



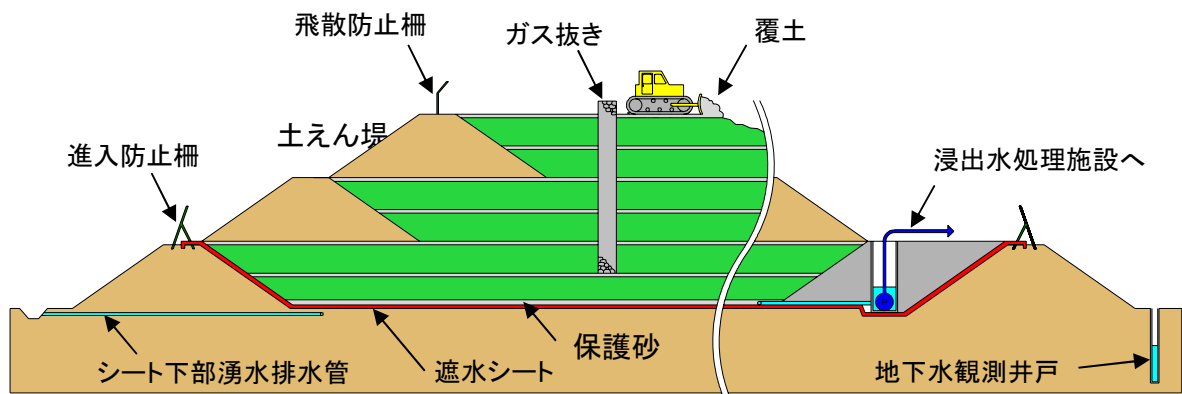


図 2-3 山本処理場山本地区断面模式図






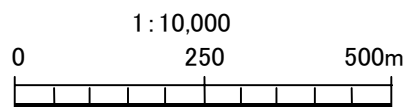
|   |           |
|---|-----------|
| 凡 例   |           |
|  | 事 業 予 定 地 |

図 2-4 空中写真



平成 18 年撮影

#### 4 事業の目的

本事業は、廃棄物埋立処分場のうち、埋立を完了した約 52ha において、失われた自然的な環境を積極的に創出し、生物多様性の確保に資する良好な緑地環境を整備するとともに、市民のレクリエーション活動の場となる総合公園（都市公園法施行令第2条の4、主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園）を造成することを目的とします。

#### 5 事業計画策定の経緯（表 2-1）

札幌市では、都市にうるおいをもたらす魅力あるまちづくりを進めるために、札幌の市街地を取り囲む「環状夢のグリーンベルト構想」を昭和 55 年に策定し、この構想に基づき公園緑地の計画的な配置を推進してきました。この構想は、札幌の自然的土地利用に即して市街地の周辺に沿って森林・緑地を系統的に配置し、全市的な緑のネットワークの形成を目指すものです。

他方、市民生活を支えるため、都市から排出される廃棄物を処理する最終処分場（埋立地）の確保は不可欠であり、このひとつとして、昭和 55 年に厚別山本地区に最終処分場「厚別処理場」の整備構想を立ち上げ用地の取得を開始しました。処理場建設の事業にあたっては、埋立完了時には上述の環状グリーンベルトの拠点となる公園緑地とする前提で、清掃事業との複合事業として用地の取得・造成を行い、埋立を進めてきました。なお、グリーンベルト構想の事業化を記念して、処理場敷地の一部に約 0.8ha の特殊公園「環状夢のグリーンベルト発祥記念の森」を造成し、昭和 62 年に供用開始しております。

平成 11 年に策定された「札幌市緑の基本計画」において、環状グリーンベルトの整備推進が位置付けられるとともに（図 2-5 緑の基本計画における緑の将来像図）、山本処理場の埋立跡地は厚別区の総合公園及び白石区の運動公園としての機能を併せ持つ公園緑地として計画しております（表 2-2 緑の基本計画における各区の総合公園・運動公園配置計画）。

平成 18 年度に、当処理場のうち、最も古くから埋立を行っていた「山本地区」において最終覆土まで終了し、まとまった敷地での公園事業化が可能となったことから、今回、事業に着手すべく環境影響評価の手続きを開始し、公園の整備を行うこととしたものです。

表 2-1 事業計画策定までの経緯

|          |  |
|----------|--|
| 昭和 55 年  | 環状夢のグリーンベルト構想<br>厚別山本～米里の整備構想に着手（清掃事業との複合事業） |
| 昭和 58 年  | 山本処理場造成開始<br>環状夢のグリーンベルト起工式（厚別山本処理施設内）       |
| 昭和 59 年～ | 廃棄物埋立開始                                      |
| 昭和 62 年  | 「環状夢のグリーンベルト発祥記念の森」開設（特殊公園、0.8ha）            |
| 平成 6 年～  | 処理場敷地外周部に市民植樹等                               |
| 平成 11 年  | 「札幌市緑の基本計画」策定                                |
| 平成 14 年  | 山本地区埋立完了                                     |
| 平成 18 年  | 山本地区最終覆土完了                                   |
| 平成 20 年  | 仮称）厚別山本公園環境影響評価着手                            |
| 平成 25 年  | 仮称）厚別山本公園造成工事着手（予定）                          |



図 2-5 緑の基本計画における緑の将来像図

表 2-2 緑の基本計画における各区の総合公園・運動公園配置計画

| 区   | 総合公園       | 運動公園      |
|-----|------------|-----------|
| 中央区 | 中島公園       | 円山公園※     |
| 北区  | 百合が原公園     | 屯田西公園     |
| 東区  | モエレ沼公園     |           |
| 白石区 | 川下公園       | 仮称) 東米里公園 |
| 厚別区 | 仮称) 厚別山本公園 | 厚別公園      |
| 豊平区 | 仮称) 東月寒公園  | 月寒公園※     |
| 清田区 | 平岡公園       |           |
| 南区  | 真駒内公園※     |           |
| 西区  | 五天山公園      | 農試公園      |
| 手稲区 | 前田森林公園     | 手稲稲積公園    |

注 1) ※は種別は異なるが機能的に代替して配置するものである。  
 2) 東区及び清田区は総合公園が運動公園機能を兼ねるものとする。  
 3) 南区は広域公園が総合公園機能及び運動公園機能を兼ねるものとする。

## 6 対象事業の計画の概要

### (1) 土地利用計画

本事業の基本的な考え方は、一旦は埋立地として使命を終えた土地を、植樹による自然再生緑地としてよみがえらせることにより新たな都市環境の創出を目指すものであり、「みどりの森をつくる」を基本テーマとして基本構想を策定しております。この構想に基づき、以下の5つのゾーンの配置を計画しております。

各ゾーンの考え方は以下のとおりです。

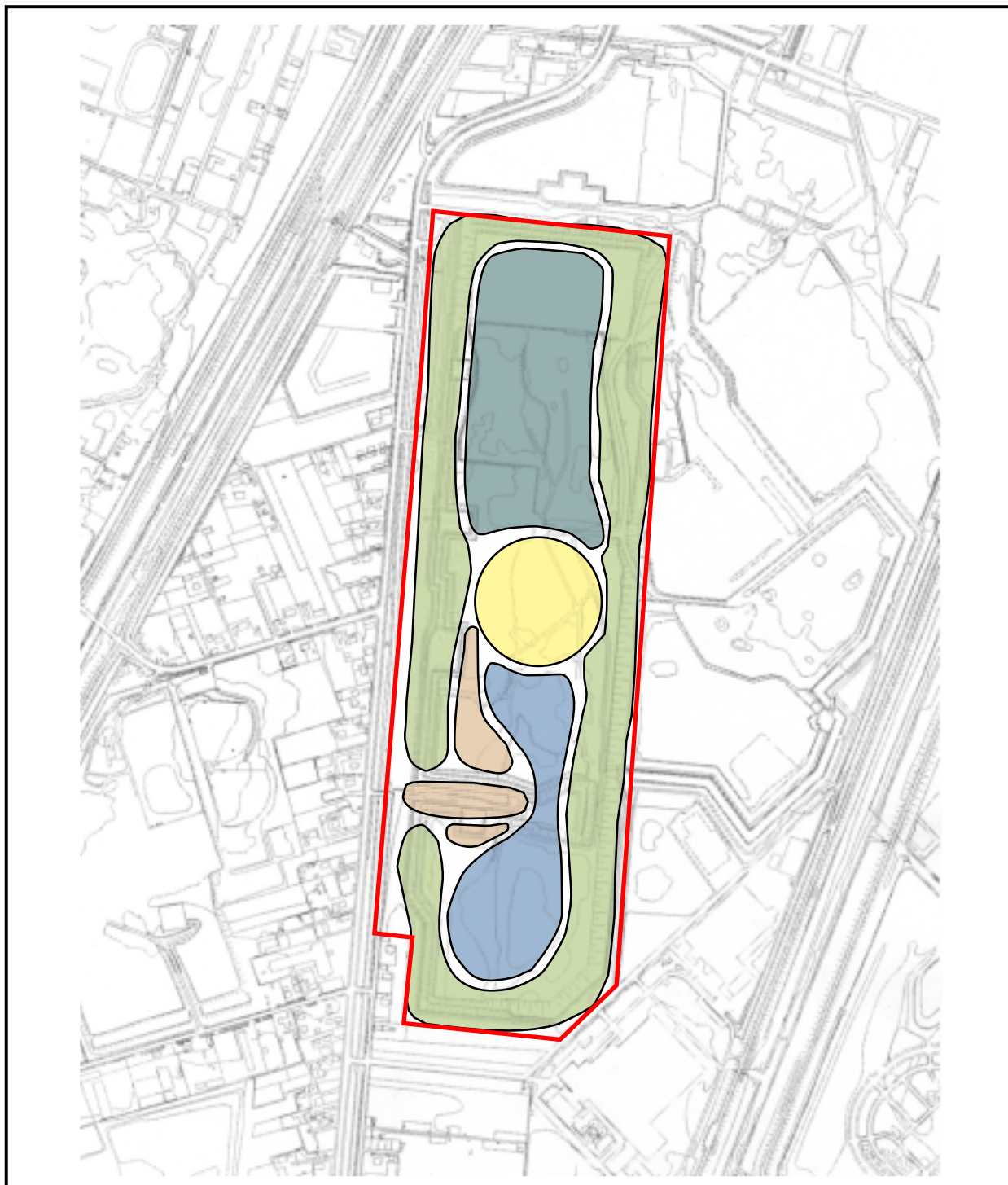
- ・ 出 会 い の 森：メインエントランスとして駐車場や緑地の中心機能をもつ入口広場、管理施設などを配置します。
- ・ ふれあいの森：家族やグループで集い、楽しめるピクニック広場、花の広場、パークゴルフコースなどを配置します。また、豊かな自然の中でのびのびと自由に遊ぶことのできる広場を配置します。
- ・ 森 の 草 原：自然環境を活かしたイベントや休憩、軽運動など多目的な利用に対応できる芝生広場を配置します。
- ・ 恵 み の 森：植栽密度に変化をつけることにより、野鳥などの生息域となるような森の機能を充実させ、市民が身近に自然とふれあうことのできる自然観察の場を設けます。また、森の管理や市民植樹などの市民の環境活動の場を設けます。
- ・ 緑 の 回 廊：事業予定地における外周法面の景観向上や防風面などから、法面も含めて樹木を植栽し、緩衝緑地機能を高めるとともに、樹林内の園路確保により散策、眺望、休息、野鳥とのふれあいなどができる空間とします。

ゾーンの種類及び規模は表 2-3 に、各ゾーンの配置計画は図 2-6 のとおりです。

表 2-3 ゾーンの種類及び規模

| ゾーン名称     | 主要施設                                 | 面積 (ha) |
|-----------|--------------------------------------|---------|
| 出 会 い の 森 | 駐車場、管理施設、<br>入口広場(展望広場、花のゲート、花木の並木)  | 約 3     |
| ふれあいの森    | パークゴルフコース、遊びの広場、<br>ピクニック広場、花のプロムナード | 約 4     |
| 森 の 草 原   | 芝生広場(多目的広場)                          | 約 4     |
| 恵 み の 森   | 野鳥の森、みんなで育てる森、木陰の森                   | 約 10    |
| 緑 の 回 廊   | 外周園路、その他緩衝緑地帯等                       | 約 20    |
| そ の 他     | 樹林等                                  | 約 11    |











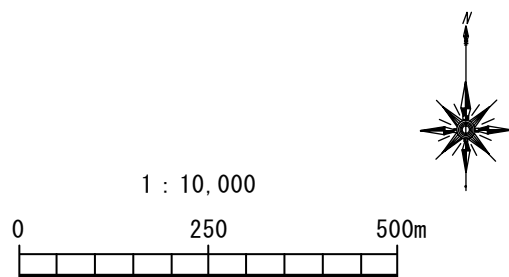
| 凡 例   |             |
|---|-------------|
|  | 事業予定地       |
|  | 出 会 い の 森   |
|  | ふ れ あ い の 森 |
|  | 森 の 草 原     |
|  | 恵 み の 森     |
|  | 緑 の 回 廊     |

図 2-6 ゾーン配置計画図



(2) 造成計画

事業予定地は、ごみ埋立地に覆土を行った場所であり、廃棄物層の崩壊・流出を避けるため、大規模な切土造成は行いません。また、外周法面は小段部に市民植樹が行われており、この樹木を保全するため法面の改変はできるだけ行わず現況の基盤を生かすものとします。

敷地内の造成については、雨水を北側の既設調整池に集水させるために、南側から北側にかけて傾斜を持たせた基盤造成を基本とします。

(3) 用水計画

園内で使用する用水は、上水道を利用することとし、市道山本東線に分岐されている支管から引き込み、トイレ、水飲み台、散水栓等への給水を行いません。

(4) 排水計画

雨水排水については、廃棄物層への流入を極力避けるため、側溝と柵で集水後、北側の既設調整池に導き、河川放流することを基本とします。なお、人的な利用活動の拠点となる軽スポーツゾーン、芝生広場には、雨天後の利用を考慮し、透水管の埋設処理を行います。

また、汚水排水は市道山本線又は市道山本東線に埋設されている下水道本管に接続しての処理を行います。

(5) 植栽計画

築堤外周部の市民植樹により植栽された樹木を保全活用し、また既に一部で自生している樹木についても極力残すよう施設の配置を検討し緑化を進めます。

新たな森づくりのため植栽する樹木については、周辺の潜在植生を考慮して種類を選定し、周辺の自然植生環境に極力影響を与えない計画とします。樹林地の造成や手入れにおいては、市民植樹などを通じて公園利用者との協働手法を取り入れながら、市民の環境活動を推し進めていきます。

さらに本市の公共施設等景観デザインガイドラインに沿って、環境敷地外部からの景観や敷地内の景観に配慮し、周辺環境と調和したものとします。

7 事業スケジュール

概ね以下のスケジュールで事業を進める予定です。

なお、造成工事の完了には、工事着手後概ね10年程度を見込んでおります。

|             | H20    | H21   | H22   | H23    | H24     | H25     | H26 |
|-------------|--------|-------|-------|--------|---------|---------|-----|
| 環境影響<br>評価  | ← ●方法書 |       | ●準備書  | ●評価書 → |         |         |     |
| 公園<br>計画・造成 |        | ●基本計画 | ●基本設計 |        | ← ●実施設計 | ← ●造成工事 |     |

## 8 環境保全における基本的な考え方

本事業は、埋立処分場造成当時から、埋立完了後は緑地化し自然的環境を復元することを基本的な考え方としております。

したがって、事業計画の策定にあたっては、新たな植栽による周辺環境と調和した自然的環境の回復、及び人と自然やみどりとのふれあいを目標に掲げ、主要な課題として以下の環境配慮を行うものとしています。

- ・自然度の高い樹林地を創出する区域を設定することにより、多様な動植物が生息できる環境づくりに努める。
- ・周辺の潜在植生を考慮して種類を選定し、失われた自然環境を取り戻しつつ、周辺の自然的環境に負荷や影響を与えないよう配慮する。
- ・市民参加による植樹などの手法を積極的に取り入れることとし、人と自然やみどりとの触れ合いの場、市民の環境活動の場づくりに努める。

なお、当該計画は現時点のものであり、今後の影響評価予測の結果に併せて詳細を詰めていく予定です。

上記の項目を中心に、現段階において環境保全の観点から配慮する項目を表 2-4 にまとめました。

表 2-4 環境保全配慮内容

|       | 環境保全配慮内容                                | 環境保全配慮を行う環境要素 |            |             |                   |                          |             |
|-------|---|---------------|------------|-------------|-------------------|--------------------------|-------------|
|       |   | 大気<br>質       | 振 騒<br>動 音 | 水<br>環<br>境 | 生 動<br>態 植<br>系 物 | 触 景<br>れ 観<br>合 い ・<br>観 | 廃<br>棄<br>物 |
| 立地    | 新たな緑地、人と自然との触れ合いの場を創出するために埋立処分場跡地を活用する。 |               |            |             | ○                 | ○                        |             |
| 事業内容  | 広範囲な緑地の創出（樹林地、外周広場、芝生広場等）               |               |            |             | ○                 | ○                        |             |
|       | 野鳥観察の場、外周園路などの整備を行い、人と自然との触れ合いの場を創出する。  |               |            |             | ○                 | ○                        |             |
|       | 樹木の保全（既存樹木の残置、郷土樹種・現存樹種の植栽）を積極的に行う。     |               |            |             | ○                 |                          |             |
|       | 緑の連続性の確保に努める。                           |               |            |             | ○                 | ○                        |             |
|       | 動物の採餌、繁殖に供する果実、花木の植栽を行う。                |               |            |             | ○                 |                          |             |
|       | 敷地の内外から見た景観に配慮した整備を行う。                  |               |            |             |                   | ○                        |             |
|       | 市民活動の手法を取り入れた森づくりを検討する。                 |               |            |             |                   | ○                        |             |
| 工期・工法 | 周辺環境の把握につとめ、建設機械や資材の運搬経路、時間に配慮する。       |               | ○          |             |                   |                          |             |
|       | 建設機械は、低騒音・低振動型、排出ガス対策型・省エネ対策型の機械を使用する   | ○             | ○          |             |                   |                          | ○           |
|       | 再生建設資材（骨材、砕石、合材等）の率先利用に努める              |               |            |             |                   |                          | ○           |